

# 足利城ゴルフ倶楽部・利用約款

# Ashikagajo

## (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場(経営/株式会社足利城)を利用される方は、会員・非会員を問わず、当ゴルフ場の諸規則並びに本約款に従ってご利用いただきます。

## (利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。尚、クラブハウスへはサンダルやぞうりでのご入場は堅くお断り致します。

## (利用のお申し込み)

第3条 プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申込規定に従っていただきます。

## (利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には、利用をお断りすることがあります。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものといたします。

1. 暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
2. 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により来場させたとき。
3. 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
4. 法人でその役員の中に暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。
5. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
6. 天災や悪天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
7. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
8. その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
9. その他本契約に違反した場合並びに当倶楽部の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

## (休業日・開場時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

## (利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき。
4. その他本約款に違反したとき。

## (金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品については、当ゴルフ場所定の封筒にて記名封印の上、フロントにお預けいただけません。責任を負いません。お預り品は預り証の持参人に預り証と引き換えにお返しします。預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。貴重品ロッカーについては、各自の責任において管理し、その事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## (携帯品・自動車)

第8条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の窃盗、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。自動車は、駐車禁止の場所には絶対駐車しないで下さい。

## (ロッカーの鍵)

第9条 ロッカーの鍵は、受付時にフロントでお貸しいたしますが、紛失された場合には実費分として4,000円申し受けます。尚、ロッカーの収容品については、各自の責任において管理し、その事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## (乗用カート)

第10条 乗用カートは操作方法を確認の上ご利用下さい。尚、自分のカート又は他のカートの運行には注意して下さい。特に発進・停止(カート内スイッチ又はリモコン操作)による発進、停止や動作中の乗降による事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## (乗用カートのリモコン)

第11条 乗用カートは自動運転(リモコン操作)です。リモコンはマスター室でお貸しいたしますが、紛失された場合には実費分として25,000円申し受けます。

## (プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第12条 ゴルフは危険を伴うスポーツです。プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

## (ティグラウンドにおける素振り)

第13条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。尚、プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

## (飛距離の確認)

第14条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

## (キャディ及びフォアキャディの合図)

第15条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## (打者の前方へ出ないこと)

第16条 同伴プレーヤーは、打者の前方へは絶対に出ないで下さい。

## (隣接ホールへの打ち込み)

第17条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行性について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の安全及び自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

## (退避および待避所)

第18条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。待避所の設けられてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず待避所内に退避して下さい。

## (ホールアウト後の退去)

第19条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

## (雷鳴があった場合)

第20条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等、安全と思われる場所に退避して下さい。

## (火気使用の禁止)

第21条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ず消して灰皿にお入れ下さい。

## (違背の場合の責任)

第22条 当ゴルフ場は次の場合には、損害賠償の責任を負いません。

1. 利用者が第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条及び第21条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
2. 利用者が第10条、第12条、第13条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。
3. キャディバッグのフードカバー、ファスナー、ホック、ハンドルショルダーベルトをはじめとした、破損やキズ。セルフスタンドクラブケースの紛失や破損。

## (プレー終了後のクラブの確認)

第23条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足・破損等について当ゴルフ場は責任を負いません。

## (施設に損害を与えた場合)

第24条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

## (施設内への持込品)

第25条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物のペット類
2. 著しく臭異を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの

## (行為の禁止)

第26条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告塔の行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
4. 利用者以外(含ギャラリー)のコース内立入り(特に許可する場合は除く)は禁止いたします。尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切の責任を負いません。
5. 写真撮影、録音等の行為
6. 不慮の事故防止のため正規のプレー以外の打球行為

## (スタート時間の厳守)

第27条 スタート時間、20分前には必ずチェックインを済ませ下さい。到着が遅れた場合、後続組を先に、スタートさせていただきます。

## (ゴルフバック宅急便について)

第28条 宅急便の取り扱いには致しますが、クラブの紛失、破損等の責任は当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## (浴室の利用について)

第29条 脱衣室及び浴室は、体に入れ墨等のある方の入室は、禁止いたします。

## (キャンセルポリシーについて)

第30条 プレー申し込みのキャンセルは3日前までをお願いいたします。

- <キャンセル料>  
3日前までのキャンセル: なし  
2日前のキャンセルの場合: 当日のご利用料金の50%  
前日のキャンセルの場合: 当日のご利用料金の70%  
当日キャンセルの場合: 当日のご利用料金の100%  
<例外について>  
天災や当ゴルフ場の都合でクローズ若しくは来場をお断りした場合は、キャンセル料は発生しません。